

令和3年度松ヶ崎住民自治協議会

定期総会議案書

○日 時＝令和3年4月10日（土）

午後6時～

○会 場＝松ヶ崎小学校体育館

＜新型コロナウイルス感染症対策＞

コロナ感染対策として、ソーシャルディスタンスを確保した椅子の配列とし、受付時に、検温・手指の消毒・マスク等、徹底した感染対策を施し開催します。

皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

松ヶ崎住民自治協議会

総会スケジュール

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 来賓あいさつ
4. 議長の選出
5. 資格審査委員長報告
6. 書記・議事録署名人の選出

<令和3年度定期総会議事>

- 第1号議案 令和2年度事業報告・・・・・・・・・・ 1
- 第2号議案 令和2年度決算報告・・・・・・・・・・ 6
- 監査報告
- 第3号議案 令和3年度事業計画 について・・・・ 8
- 第4号議案 令和3年度収支予算 について・・・・ 16
- 第5号議案 規約の改正について・・・・・・・・・・ 18
- 第6号議案 役員改選について・・・・・・・・・・ 23
- 添付資料

第1号議案

令和2年度事業報告

(はじめに)

昨年度は新型コロナウイルスに翻弄された1年でありました。松ヶ崎まち協におきましても、「来場者が密集し、感染対策が難しいイベント」が中止に追い込まれました。

私たちにとって、人と人との「ふれあい・交流」は欠かせない人間関係づくりの基本ですが、その動きすら制約される1年でもありました。

また皆さまにおかれましても自粛生活を余儀なくされるなど、ストレスの溜まる1年であったと思います。

季節が変わりましたが、新型コロナの感染は弱まりを見せておらず、まだまだ油断のできない状況にあります。国においてもワクチンの接種が順次おこなわれており、ワクチンの効果が期待されるところです。

そして、本年度は「マスク生活に別れを告げ、笑顔で話せる日常に戻る」事を強く願うものです。

<令和2年度開催した重点事業>

1. 役員会の開催＝毎月15日開催(年12回)

毎月15日に市民センターにおいて役員会を開催し、予定した事業の具体化、進め方について協議を行っている。

2. 令和2年度新型コロナウイルス感染拡大により中止した事業

新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式(3密の回避・マスクの着用・手指の消毒・黙食)と合わせ、不要不急の外出を控えることなど、自粛生活が求められる中、まち協事業においても、感染対策が難しい大型事業(不特性多数が来場、参加する事業)を中心に、開催中止の決定をさせていただいた。

(中止した事業・行事)

- 令和2年度定期総会(書面決議)
- まつがさき港まつり
- 地域防災訓練
- 地域体育祭
- 地域スポーツ大会
- 公民館北ブロックスポーツ大会
- 社会見学
- 松阪市元気応援事業 ふりかえり報告会(書面にて報告)

3. 令和2年度松阪市元気応援事業審査結果

同事業への応募は、松ヶ崎として、令和2年度で8回目となった。

審査の結果、松阪市の事業採択と共に、スポンサー賞（三重ダイハツ販売）を獲得し、合計40万円の特別活動交付金の交付を受けた。

この事業については、令和2年度で8連続採択を受け、さらに5回目となるスポンサー賞を受賞した。

令和2年度で獲得した特別活動交付金は、**総額295万円**となり、まち協事業を推進する上で、この財源は貴重なものであり、事業の拡大等に大きな効果をもたらしている。

(1) 令和2年度応募した事業内容

これからの10年「松ヶ崎まち協活動の柱は⇒継続・発展！」

①自然災害（大雨・洪水）新たな対策「**松ヶ崎地域内共助**」の構築

②笑顔の絶えない町づくりを進めるために

・大型イベントの継続と発展

・**高齢者、子ども元気応援事業**

(2) 審査結果

①順位＝第6位＝採択

②スポンサー賞＝（株）三重ダイハツ販売

(3) 受賞内容

①事業採択 ＝松阪市特別交付金（20万円）

②スポンサー賞＝（株）三重ダイハツ販売（20万円）

合計 40万円

4. 新たな「松ヶ崎防災事業」の構築

次の通り、松ヶ崎地域として、二つの新たな防災事業を構築した。

(1) 松ヶ崎地域災害支援事業「松ヶ崎地域内共助」

①この事業考え方については、全戸を対象にチラシを配布し、地域住民のみなさんに理解と協力を呼びかけた。（参照＝別添）

②令和2年11月役員会において、災害支援「松ヶ崎地域内共助」の確立とその行動について、下記の通り確認をおこなった。

○目的

集中豪雨等、河川の氾濫により甚大な被害（住宅への浸水等）にあわれた被災者に対し、松ヶ崎地域として「人的・物的支援」をおこない早期の復旧を支援する。

※上記災害支援に加え、地域において発生した行方不明者の捜索について協議する。

○災害対策本部の設置

松ヶ崎市民センター内に置く。

○災害対策本部の構成団体

住民協役員・自治会長・消防団・市民センター所長

○召集方法

対策本部から、上記団体代表者に連絡する。

○対策本部においておこなう協議事項

支援方法及び支援開始日等を協議し、協議結果を基に、速やかに被災者に」に対する支援を開始する。

○主な支援内容

地域（自治会）からの要請により、次の支援をおこなう。

- ▶浸水により、住宅内に蓄積した泥及び水に濡れた家具等の撤去作業。
- ▶生活用品・食料品の提供。（災害備蓄品から）

○支援作業に必要な機材、用具の提供

支援活動を円滑に行うため、軽トラック・一輪車・角スコップ及びゴム手袋・マスク・消毒液を提供する。

○軽トラックの提供協力と事前登録

軽トラックについては、すでに6名の方から協力の了承を得ており、まち協として「災害派遣用軽トラ事前登録」をおこない、緊急時直ちに対応できるよう体制を整える。

○地域住民へのカンパの呼び掛け

(2)「松ヶ崎の防災を学ぶ」啓発資料の作成

松ヶ崎の防災について、地域住民用啓発資料（パワーポイント）を作成し、第1回目として7月31日に「小学生松ヶ崎防災学習会」で活用した。今後も高齢者学習会、防災事業等で活用をおこなう。

5. 高齢者元気応援事業

コロナ禍の中、計画した事業の中止、縮小を余儀なくされた1年であったが、徹底した感染症対策を講じる事で二つの事業をおこなった。

(1) 高齢者安全運転講習

元気応援事業スポンサー賞提供企業（株）三重ダイハツ販売様の全面的な協力を得る中で開催した。また、新型コロナウイルス感染対策として、密を避ける措置として参加者数の制限、会場のソーシャルディスタンス、マスクの着用と受付において体温測定、手指の消毒を徹底し開催した。

- ①開催＝令和2年10月22日（木）
- ②会場＝松ヶ崎小学校
- ③参加者＝23名（65歳以上の高齢者）
- ④指導＝（株）三重ダイハツ販売（5名）、JAF（3名）、理学療法士（3名）
- ⑤講義内容
 - ・三重ダイハツ＝サボカーの試乗体験
 - ・JAF＝正しい車の運転姿勢と車の死角の確認
 - ・理学療法士＝体力測定、運転に必要な体力測定、認知症予防のための運動指導

⑥この講座で学んだこと

ドライバー歴が長くなるほどハンドルを握ったら「より安全運転に心がけること」「慎重な運転に心がけること」が事故をおこさない、事故にあわない最大の防御であることを気づかせてもらった。

（2）新型コロナウイルスの正しい知識を学

- ①開催日＝令和2年10月29日（木）
- ②会場＝松ヶ崎小学校体育館
- ③講師＝石田クリニック（大口町）石田亘宏医院長
- ④参加者＝33名（65歳以上の高齢者）
- ⑤この講座で学んだ事

新型コロナウイルス感染症について、幅広いデータをもとに講義がおこなわれ、コロナ禍において気をつけなければならない事など、自己防衛策を学ぶ事ができた。

また、この講座において、全国各地でコロナに感染された人への嫌がらせが発生している。特にインターネットによる“誹謗中傷が拡散されるなど、残念な行為が後を絶たない。この卑劣な行為が人と人の関係を危うくしている。

こんな時にこそ、感染された人への「思いやり」「一日も早い治癒」を願うやさしい心を育む社会づくりの大切さを学ばせてもらった学習会でもあった。

※なお、参加者に松阪市から提供を受けた「高齢者詐欺防止啓発物(マスク)」を配布し注意を喚起した。

（3）敬老事業

75歳以上の高齢者（310人）に新型コロナウイルス等、感染症対策としてマスク（10枚）を配布した。

6. 子ども元気応援事業

新型コロナ感染症の影響により、一番被害を被ったのは子どもたちではなかったか？

新学期の延期、夏休みの短縮、学校行事の自粛と縮小など、一番楽しい小学校の思い出づくりが制限されるなど、本当に辛い悲しい日々であったと思う。そのような中においても、運動会の開催、ディキャンプの開催、香肌小学校との相互交流など、先生方の熱い思いによるいくつかの行事が開催された事は、子ども達の心に苦難に負けない強い力の育成に繋がったものと評価でき、また、苦難のなかでの行事は、子ども達の心に一生の宝物として残るものと確信できる。先生方の子どもを思う心根に深く敬意を表したい。

<まち協においておこなった、子ども支援事業>

- ①全校生徒にクールバンドの配布。(登下校時の暑さ対策として)
- ②子ども防災学習「松ヶ崎の防災」の開催。
- ③災害備蓄袋の配布
- ④非常食の食体験＝レトルト食品の提供。
- ⑤花火観賞会への支援＝花火の提供。
- ⑥運動会参加賞、消耗品購入支援。
- ⑦通学路の環境整備。

7. 松ヶ崎ガイドボランティア活動

令和2年度は、コロナの関係もあり来訪者が激減したが、21名の来訪者を案内させていただいた。

8. 環境整備事業(奉仕作業)

令和2年6月7日、百々川堤防(通学路)、7月11日、海岸堤防緑地帯の環境整備を多くの地域住民の方々により草刈り、空き缶の回収をおこなった。

この作業はボランティアとして、住民の方々(21名)に協力をいただいた。また、海岸堤防の環境整備については、ヴァーレ・ジャパン(株)の職員(27名)の協力を得た。

第2号議案

令和2年度 収支決算報告

協議会名 松ヶ崎まちづくり協議会

収 入

科 目	予算現額	決算額	収 入 内 容 (名称・相手方・金額詳細など)
住民協議会活動交付金	1,362,000	1,122,660	松阪市
元気応援事業採択交付金	400,000	400,000	松阪市=200,000円、スポンサー費=200,000円
地域敬老事業推進特別交付金	275,000	275,000	松阪市
前年度繰越金	583,722	583,722	令和元年度繰越金
助成金	100,000	100,000	地域福祉活動推進助成金
雑収入	278	45,208	売上金、通帳利息等
委託金	2,220,000	2,230,004	松ヶ崎公園管理委託料、百々川草刈委託料
協賛金	0	0	
収入合計	4,941,000	4,756,594	

支 出

(大分類) 部会名等	予算現額	決算額	内住民協議 会活動交付 金額	内地域敬老 事業推進特 別交付金額	事業 番号	(小分類) 事 業 名
住みよい まちづくり 部会	260,000	257,840	197,840	60,000	1	明るいまちづくり(防犯灯LED交換)
	0	0	0	0	2	地域住民への広報周知(掲示板)
	0	0	0	0	3	地域計画検討会
(小計)	260,000	257,840	197,840	60,000		
安全・安心 のまちづく り 部会	0	0	0	0	4	防災訓練(体験型訓練・避難所運営訓練)
	170,000	147,620	147,620	0	5	防災備蓄品の整備
	60,660	60,660	60,660	0	6	コロナ緊急対策事業(チラシ印刷)
	10,000	9,800	0	0	7	自主防犯隊パトロールの実施
	70,000	70,000	70,000	0	8	地域防災計画図印刷費
	130,000	89,698	89,698	0	9	地域内共助必要備品(用具)等
(小計)	440,660	377,778	367,978	0		
スポーツ 部会	50,000	49,958	12,000	0	10	小学生運動会支援金
	30,000	0	0	0	11	地区スポーツ大会(2回)
	20,000	0	0	0	12	北ブロック公民館スポーツ大会
(小計)	100,000	49,958	12,000	0		
文化部会	0	0	0	0	13	地域交流事業(社会見学)
	0	0	0	0	14	かんこ踊り
	0	0	0	0	15	松ヶ島城跡伝承本作成
	10,000	10,000	0	0	16	ガイドボランティア活動経費
(小計)	10,000	10,000	0	0		
人にやさし い まちづくり 部会	165,000	134,018	0	115,000	17	敬老会の開催、記念品の配布
	10,000	0	0	0	18	地域子育て支援事業
	10,000	9,852	0	0	19	ふれあい感謝集会
	92,000	91,892	41,432	0	20	高齢者健康増進事業及び消耗品
	(小計)	277,000	235,762	41,432	115,000	

公民館部会	73,000	72,417	72,417	0	21	公民館保険等
	17,000	9,997	9,997	0	22	まっさきフェスティバル
	20,000	0	0	0	23	サークル等育成活動経費
	20,000	0	0	0	24	公民館まつり経費(発表・展示)
(小計)	130,000	82,414	82,414	0		
事務局	230,000	213,744	90,000	55,000	25	第5回まつがさき桜まつり
	0	0	0	0	26	第12回松ヶ崎港まつり
	20,000	0	0	0	27	交流住民協事業(宮前・中原・港まち協)
	200,000	178,278	48,212	45,000	28	事務局経費
	600,000	606,056	600,000	0	29	事務局員人件費
	90,000	61,500	0	0	30	旅費
	20,000	20,000	0	0	31	小学校卒業記念品・防災ネット活動分担金
	94,000	82,784	82,784		32	子ども元気応援事業
(小計)	1,254,000	1,182,362	820,996	100,000		
うつくしい まちづくり部 会	2,100,000	1,515,994	-	-	31	松ヶ崎公園管理、百々川草刈業務(市・県委託金)
	5,000	2,440	0	0	32	通学路及び海岸堤防環境整備
	115,000	80,864	0	0	33	事務費
(小計)	2,220,000	1,599,298	0	0		
支出合計	4,691,660	3,775,412	1,522,660	275,000		

(収入合計)4,756,594円 - (支出合計)3,775,412円 = 981,182円を令和3年度に繰越、上記のとおり決算いたします。

(松阪市交付金の返還額)

交付金総額		交付金決算額		返還額
2,037,000	-	1,797,660	=	239,340

令和3年3月31日

松ヶ崎まちづくり協議会
会長 山本 均

令和2年度 収支決算報告の関する一切の証拠書類と諸帳簿について監査したところ、その内容は適正であると認めます。

令和3年 4月 5日

監査委員 大和 伸一 ㊟

監査委員 高山 節子 ㊟

第3号議案

令和3年度事業計画 について

(はじめに)

○本年度も松ヶ崎住民自治協議会活動を地域のみなさんとの連携を深める事で、一つひとつの活動の活制化を図りたいと考えています。

そして、地域の皆さんと一緒に松ヶ崎の重点課題である「高齢者対策」「自然災害対策」のさらなる強化を目指すことで、少しでも「この町に住んで良かった」と感じてもらえる“町の形づくり”を皆さんの知恵と参加により推進したいと思います。

○そのため、活動の指針となる「松ヶ崎地域計画」を策定します。

1. 新しくスタートする「松阪市住民自治協議会連合会」について

令和2年4月から12回に亘って開催された松阪市住民自治協議会準備委員会で、地域のまちづくり団体（住民協・自治会・公民館等）の一元化(住民協組織に自治会、公民館を統合)が決議され、その決議に基づき、市内の全ての住民協議会において、一元化に向けた準備が進められている。また、一元化により、本部組織であった松阪市自治連合会、住民協議会活性化委員会は解散となり、新たに「松阪市住民自治協議会連合会」としてスタートする。

(1) 住民協一元化に伴う主な改正点について

<設立準備委員会において、確認された基本的事項>

(根拠となる関係条例等)

松阪市地域づくり組織条例、松阪市住民自治協議会連合会会則、地域住民自治協議会規約

(確認された基本的事項)

- ①各住民自治協議会の連絡調整を図る組織として「松阪市住民自治協議会連合会」を置く。
- ②連合会に次の役員を置く。(連合会会則6条・7条)
会 長1名、副会長3名、会 計2名 理 事4名、監 事2名
- ③連合会事務局の設置
 - ・事務局をカリヨンビル3階（日野町）に置く。
 - ・事務局において、自治会関係業務もおこなう。
- ④松阪市と松阪市住民自治協議会連合会は、地域課題を解決するために協働で取り組む業務について基本協定を結ぶ。
- ⑤松阪市は地域包括交付金を松阪市住民自治協議会連合会に交付し、松阪市住民自治協議会連合会はその交付金を「住民自治協議会活動交付

- 金」と「自治会関係費」に分け、各地域住民自治協議会へ交付する。**
- ⑥松阪市は「松阪市住民自治協議会連合会」に事務的経費を補助する。
 - ⑦地域を包括する組織の名称は「〇〇住民自治協議会」とする。但し、呼称はそれぞれの地域で定める事ができる。
 - ⑧住民自治協議会に単位自治会の**会長**等で組織する「**自治会部会**」を置く。
 - ⑨地区公民館は、住民自治協議会の「**公民館部会**」として活動を継続する。
 - ⑩地区公民館長及び主事は、住民自治協議会の活動に積極的に関わっていく事とする。
 - ⑪新たな住民自治組織となる「住民自治協議会連合会」「住民自治協議会」は、**令和3年4月1日に活動を開始する。**
 - ⑫地区市民センター及び地区公民館を多用途利用が出来る施設にし、将来的には住民自治協議会が管理するコミュニティセンターとする。そのため、令和3年4月より、松阪市と松阪市住民自治協議会連合会により協議がおこなわれる。(予定)

(自治会部会)

- ①松阪市と住民自治協議会連合会が締結した「基本協定」に基づく業務の内、自治会が担う業務が適正に遂行できるよう取り組むと共に、住民自治協議会が地域課題の解決の為にこなう活動が円滑に推進できるよう関係自治会や住民との連絡調整等をおこなう。
 - ②自治会部会は原則として**自治会長**等で組織する。
- ※会合に自治会長が出席できない場合は、代理出席（副会長等）をおこない情報が住民に伝わるように努める。

(地区連合自治会)

- ①地域における**行政の窓口は、住民自治協議会に集約**され、その全てが住民自治協議会に移行する。
- ②行政の窓口が住民自治協議会に集約されることから、現在の地区自治会連合会の役割を整理する。

(公民館部会)

- ①地域資源を活用した取り組みを始め、地域課題や生活文化などに関する学習機会の提供など、生涯学習等をおこなう。
- ②地区公民館事業は、**公民館部会が直接実施**するものとする。
- ③**地区公民館長が公民館部会の部長**を兼ねることとし、公民館主事は館長の指示のもと事業の運営にあたる。

以上については、令和3年4月1日嬉野ふるさと会館において、住民自治協議会連合会の設立総会が開催され、全ての議案が承認された。

(2) 松ヶ崎住民自治協議会の改正点

- ①名称の変更＝**松ヶ崎住民自治協議会**とする。
※呼称については、各地域において定める事ができる。
- ②部会の新設＝**自治会部会、公民館部会**を設ける。
※自治会長会議及び公民館運営委員会を**部会**に置き替え、必要に応じ開催する。
- ③部会の役割＝原則として従来の自治会・公民館業務を踏襲する。
- ④**禁止事項**＝松阪市地域づくり**条例8条**(下記に記載)に**政治活動、宗教活動等**は、禁止事項となっており、**自治会部会**として関わらない。
但し、**自治会独自の活動**としての取り組みは**可**とする。
- ⑤福祉運営委員会については、新たに設ける「高齢者対策部会」に統合する。但し、配食サービス事業については、配食ボランティアの**自主事業**として活動をおこなっていただく。
- ⑥**自治会長報酬及び広報配布等委託費**については、住民自治協議会連合会(事務局)より各自治会に振り込む。
- ⑦**第5号議案**において、**規約の改正**をおこなう。

(3) 松阪市地域づくり組織条例第8条禁止事項

住民自治協議会及び住民自治協議会連合会は、次に掲げる活動をおこなってはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事をおこない及び信者を強化育成する活動。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動。
- (3) 特定の公職の候補者(当該候補者になろうとする者を含む)もしくは公職にある者又は政党を推薦、支持し、又はこれに反対する活動。
- (4) その他市長が不相当と認めるもの。

(附則)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(4) 部会名の変更

議案第5号 規約の改正(案)において提案する。

2. 令和3年度松阪市元気応援事業の内容と結果

令和3年度は松阪市元気応援事業に「お年寄りには地域の誇り！高齢者の知恵と経験に学ぶ」をテーマに応募し「審査の結果、第2位」となり、松阪市の事業採択が決定、スポンサー賞（三重化学工業様）も受賞し、特別活動交付金40万円（松阪市20万円・三重化学工業20万円）の交付を受けた。

松阪市元気応援事業へは、平成25年から9年連続応募しており「全て事業採択」の結果を残している。また「スポンサー賞も今回で6回目の受賞」となり、今までに獲得した特別活動交付金は、**総額「335万円」**となった。

※なお、この事業は平成24年度から始められ、松ヶ崎住民自治協議会として、第2回目から応募している。（第1回は不参加）

（高い評価をいただいたスポンサー企業等の期待に応えるために）

令和3年度、松阪市元気応援事業は、第2位の評価をいただいたが、特に、特別審査員（スポンサー賞提供企業）から、出場中最高の評価点（87ポイント）をいただき「**高齢化が進行する地域においての重要な事業として高い評価**」をいただいた。また参加されていた方々からも「**事業内容は、今、地域課題として最も大事な問題であり、是非、結果を残す事業推進を期待する**」などの応援の声をいただいた。

松ヶ崎住民自治協として高い評価をいただいたスポンサー企業審査員の方々の期待に応えるため提案した事業を確実に推進し、高齢化が進む地域に求められる事業を創造する。

※別添1＝松阪市元気応援事業に応募した事業内容と審査結果。

3. 令和3年度事業（行事）について

（1）高齢者対策事業の推進について（令和3年度松阪市元気応援事業採択）

令和3年度は、元気応援事業に応募した高齢化問題「お年寄りには地域の誇り！高齢者の知恵と経験に学ぶ」を主題とし、下記の事業を推進する。

下記の高齢者対策事業については、住民自治協女性委員及び関係福祉団体職員（松阪市社会福祉協議会・第四包括支援センター）を中心に「**高齢者事業特別検討委員会（仮称）**」を発足し、アンケート調査項目、高齢者学級学習課題、標語の募集等について詳細を協議する。（人選については役員会でおこなう）

①高齢者100人アンケート調査

65歳以上の高齢者100人を対象（各地域から無作為に選出）に、高齢化対策及び住民協への要望等を調査する。

※調査については、各自治会の協力を仰ぐ。

②高齢者学級の開講

いろいろな事を学びたい、知りたいと希望する高齢者は少なくない。同時に学習会の開催は、多くの人との交流・親交を同時に深める事に繋がり、**孤独・孤立感の解消**も期待できる。

○講座回数＝同一受講者により、6回連続講座として開講する。

○募集人員＝30～50名（述べ最大300人を予定）。

○学習内容＝地域課題、健康課題、防災課題、郷土史、座談会、レクレーション等を学習課題とし開講する。

③声かけ運動等の推進により「気づかいの町 松ヶ崎」の実現を目指す。

○声かけ運動の推進。

○緊急連絡支援事業の推進。

④高齢化社会をテーマにした「標語の募集」

この目的は、標語の募集を行うことで、高齢化が進む現状を広く深く地域の人々に浸透させる事で、全住民の問題であることを募集を通して周知する効果も期待できる。

○対象者＝小学生以上の地域住民を対象に募集をおこなう。

○表彰＝優秀作品に景品を授与すると共に、新しく作成するチラシ・ポスターに掲載し広く紹介する。

※別添2＝松ヶ崎の高齢化率

(2) 2大イベントの開催について

①第13回まつがさき港まつり（案）

○開催日＝令和3年9月25日 or 26日（日）

○会場＝松ヶ崎漁港

②第6回まつがさき桜まつりの開催

○開催日（予定）＝令和4年3月26日（土） or 27日（日）

○会場（予定）＝桜ロード、松ヶ崎小学校グラウンド

③以上については、実行委員会を立ち上げ、事業内容等について決定する。

※但し、上記の2大イベントについては、多くの来場者が予想されることから、“密”の状態を避けるなど徹底した感先症対策が必要となる。従って、新型コロナウイルスの感染拡大が収まらない状況下での開催は、慎重に判断をしたい。

(3) 安全・安心のまちづくり事業について

①松ヶ崎地域防災訓練

○開催日 =令和3年12月4日(土) =予定。

○会場 =松ヶ崎小学校グラウンド

○共催 =地域自治会、松ヶ崎消防団、松ヶ崎小学校、e t c

○訓練内容=体験型防災訓練

○支援 =松ヶ崎消防団、松阪消防署防災訓練センター

※訓練の詳細については、消防団、防災訓練センターとの協議を踏まえ、役員会で決定する。

②松ヶ崎地域内共助の強化推進

昨年、大雨洪水等により被害を受けた被災者の支援を目的とした「松ヶ崎地域内共助」を発足させた。その相関図に基づき図上訓練を計画する。

日程、内容等については、事前に自治会、消防団と相談し、その結果をもとに役員会に置いて協議し決定する。

※別添3 =松ヶ崎地域内共助図

③防犯対策事業の推進

夜間の道路を照らす照明は、犯罪を防ぐ一つの防御策であり、また、夜間の通行上もその意義は大きい。今年度も生活道を中心にLED照明への交換をおこなう事で“明るい安全な道づくり”の一環とする。

④交通事故のないまちづくりの推進

交通安全協会松ヶ崎支部を中心に、交通事故から子ども、高齢を守る活動を強力に推進する。そして「交通安全のまち松ヶ崎」の実現に努める。

(4) 地域住民の交流促進及び健康増進事業

①地区体育祭

②地区スポーツ大会

③北ブロックスポーツ大会への参加

④自主的活動(C Cリング等)への支援

※事業の詳細については、健康増進部会及び役員会で決定する。

(5) 敬老事業

①松阪市敬老交付金を活用し敬老事業をおこなう。

②内容については、75歳以上の高齢者に記念品の配布を予定している。

※事業の詳細については、こども福祉部会及び役員会において決定する。

(6) 松ヶ崎ガイドボランティア活動

これまで松ヶ島城の歴史を紹介した2冊の歴史本を発行すると共に、市外・県外からの訪問者に対し、案内・説明をおこなってきた。本年度も幅広く情報発信をおこない、来訪者を案内・説明する。活動については「松ヶ崎ガイドボランティア」によりおこなう。

(7) 地域環境の整備（無償事業）

百々川堤防（通学路）、海岸堤防緑地帯、港まつり会場松ヶ崎漁港の草刈り等の環境整備を地域住民のボランティア活動としておこなう。

日程等詳細については、地域環境部会及び役員会において決定する。

(8) 委託事業「松ヶ崎公園、百々川堤防環境整備」（有償事業）

松ヶ崎公園＝5月・8月・11月 百々川＝6月に予定。

詳細については、事務局において決定する。

(9) 住民自治協議会役員会の開催

①開催日＝毎月15日に市民センター2階会議室において開催。

②構成＝会長外3役、顧問、監事、幹事。

③協議事項＝計画した事業の具体化・進め方について協議するとともに、緊急を要する事項について協議する。

④会議手当＝役員会会議手当を創設し支給する。

(10) 令和4年度松阪市元気応援事業への応募

応募について検討する。

4. 広域連携事業について

(1) 豊田住民自治協議会（嬉野町）との関係強化

昨年6月9日「災害発生時相互支援協定」を締結した、豊田住民自治協議会との関係強化（相互支援等）を図るため、具体的な行動として「**お互いの防災訓練への参加**」と鶴住民自治協議会を含めた「**3者合同懇談会等の開催**」をおこなう。

以上、相互支援協定書の持つ意義の理解深め、実効性を高め、広域的な防災体制の強化を進める。

※別添4＝協定書

(2) 沿岸地域防災ネットワーク

8年前沿岸7つの住民協議会（松ヶ崎、鶴、天白、港、第四、西黒部、東黒部）により同ネットワークを立ち上げ、津波防災について「市長と語る会」「防災フォーラム」「大学准教授による講演会の開催」「松阪市防災アドバイザーの川口三重大学院准教授との懇談会等」精力的な活動の推進に努めてきた。

結果、令和3年度に五主地区 松名瀬地区に津波・風水害発生時に避難する構築物（避難タワー）の建設が実現した。

今後も残された5地区（松ヶ崎・天白・港・第四大口 築港・東黒部）に高齢者・要支援者の“命を守る”避難施設の建設を強く要望していく事を確認している。

5. 最後に

以上提案させていただきますが、いまだに新型コロナウイルス感染症が猛威を奮っており、提案した事業の実施においても、**細心の注意**を払い開催する必要があります。慎重に状況を見極める中で、開催の可否の判断をおこなうなど、地域のみなさんの“**安全・安心**”を最優先させた対応に心がけたいと思います。

1日も早く新型コロナウイルスが収束し、笑顔で集える日常が訪れる事を強く願うものです。

それでは、本年度も皆さまの大きな力を結集していただき、計画した全ての事業に多くのみなさまの参加で、楽しく開催できますようよろしくお願い申し上げます。

(メモ)

第4号議案

令和3年度収支予算 [] について

令和3年度 収 支 予 算 書 []

協議会名 松ヶ崎住民自治協議会

収 入

科 目	予算額	収 入 内 容 (名称・相手方・金額詳細など)
住民協議会活動交付金	1,637,000	松阪市活動交付金・敬老事業交付金
元気応援事業採択交付金	400,000	松阪市元気応援事業交付金
自治会連合会分配金	18,000	旧自治会連合会分配金
繰越金	981,182	令和2年度繰越金
助成金	0	
協賛金	200,000	企業等協賛金(港まつり・高齢者対策事業)
雑収入	148,818	協力金(地区体育祭)、参加費、寄付金、売上金、利子等
委託金	2,215,000	松ヶ崎公園管理委託料、百々川草刈委託料
	5,600,000	

支 出

事業名	予算額	内訳			事業番号	説 明
		内交付金	内自主財源	委託金		
生活環境整備事業	160,000	100,000	60,000		1	防犯灯設置費
	60,000	30,000	30,000		2	広報掲示板設置費
(小計)	220,000	130,000	90,000			
安全・安心対策事業	120,000	40,000	80,000		3	防災訓練費・地域内共助図上訓練
	100,000	89,000	11,000		4	防災備蓄品等
	30,000	20,000	10,000		5	防災講演会等
	60,000	20,000	40,000		6	防災啓発チラシ印刷
(小計)	310,000	169,000	141,000			
スポーツ・レクリエーション事業	150,000	0	150,000		7	地区体育祭
	30,000	0	30,000		8	地区スポーツ大会(2回)
	20,000	10,000	10,000		9	北ブロック公民館スポーツ大会
(小計)	200,000	10,000	190,000			
文化・歴史事業	50,000	0	50,000		10	地域交流事業(社会見学)
	10,000	0	10,000		11	かんこ踊り
	10,000	0	10,000		12	ガイドボランティア活動経費
(小計)	70,000	0	70,000			

高齢者対策 事業	150,000	150,000	0	13	高齢者100人アンケート調査経費
	165,000	150,000	15,000	14	高齢者学級経費
	150,000	100,000	50,000	15	標語の募集経費
	200,000	200,000	0	16	敬老会関係(記念品の配布等)
(小計)	665,000	600,000	65,000		
子ども元気 応援事業	10,000	0	10,000	17	ふれあい感謝集会
	10,000	0	10,000	18	まちづくり参画費
	20,000	0	20,000	19	小学生卒業記念品
(小計)	40,000	0	40,000		
公民館 事業	73,000	73,000	0	20	公民館保険
	10,000	5,000	5,000	21	まっさきフェスティバル
	20,000	0	20,000	22	サークル等育成活動経費
	15,000	0	15,000	23	公民館まつり経費
(小計)	118,000	78,000	40,000		
自治会事業	18,000	18,000	0	24	連合会からの分配金
(小計)	18,000	18,000	0		
事務局	160,000	60,000	100,000	25	第6回まつがさき桜まつり
	550,000	200,000	350,000	26	第13回松ヶ崎港まつり
	25,000	0	25,000	27	交流住民協事業費
	149,000	40,000	109,000	28	事務局経費
	600,000	600,000	0	29	事務局員人件費
	100,000	20,000	80,000	30	旅費
	150,000	130,000	20,000	31	役員会会議手当
	10,000	0	10,000	32	防災ネット分担金
(小計)	1,744,000	1,050,000	694,000		
自然環境事業 及び 公園等委託 事業	1,365,000	0	0	1,365,000	33 松阪市委託金(松ヶ崎公園環境整備)
	279,000	0	0	279,000	34 日常清掃(トイレ清掃等)
	271,000	0	0	271,000	35 三重県委託金(百々川環境整備)
	15,000	0	0	15,000	36 通学路及び海岸堤防環境整備
	285,000	0	0	285,000	37 事務費・消耗品費(カッター・燃料費・お茶等)
(小計)	2,215,000	0	0	2,215,000	
支出合計	5,600,000	2,055,000	1,330,000	2,215,000	

※ 支出予算額に過不足が生じた場合は、流用することができる。

※ 追記＝自治会広報配布委託料及び自治会長手当については、連合会から

直接自治会長あてに振り込まれる。

第5号議案

規約の改正について

松阪市住民自治協議会連合会の発足（令和3年4月1日）に伴い、松ヶ崎住民自治協議会規約の改正について次の通り提案する。

松ヶ崎住民自治協議会規約の改正（案）について

第1章 総則

（名 称）

第1条 本会は**松ヶ崎住民自治協議会**（以下「住民自治協議会」という）と称する。

（目 的）

第2条 住民自治協議会は、区域における地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の特性を活かした自律的なまちづくりを行い、持続的な協働の地域づくりを進める。

（区 域）

第3条 住民自治協議会の区域は、六軒町、松崎浦町、新出町、松ヶ島町（長泉寺含む）、南松ヶ島町とする。

（事務局）

第4条 住民自治協議会の事務所は 松阪市松崎浦町738-1番地に置く。（市民センター内）

（事 業）

第5条 住民自治協議会は第2条の目的を達成するため次の事業をおこなう。

1. 生活環境整備事業(防犯灯の新設・修理等)
2. 安全・安心対策事業。(防災・防犯・交通安全等)
3. 2大イベントの開催(まつがさき港まつり・まつがさき桜まつり)
4. スポーツ・レクリエーションに関する事業（地区体育祭等）
5. 郷土史、文化等に関する事業
6. 子ども 高齢者対策事業
7. 環境美化運動、環境保全に関する事業
8. 他地域住民自治協議会との交流・連携事業
※防災活動の協働推進、災害時の相互支援及びイベント相互支援
9. 地域産業振興に関する事業（地域特産品等の展示販売等）

10. 自治会活動に関する事業
11. 公民館活動に関する事業
12. その他地域づくりに求められる事業

(構成)

第6条 住民自治協議会の構成員は、松ヶ崎地域に居住する住民及び各種団体とする。

(組織)

第7条 住民自治協議会は、総会、役員会、部会を以って構成する。

第2章 役員

第8条 住民自治協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 2名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 監査 2名
- (6) 幹事 10名以上
- (7) 顧問 若干名

(役員を選出と決定)

第9条 役員選考委員会を立ち上げ、候補者(但し、再選は妨げない)を選出する。その結果を総会に諮り決定する。

役員選考委員は7名とし、幹事、地域の団体等から選出する。

(役員の職務)

第10条 住民自治協議会の役員は、次の職務にあたる。

- (1) 会長は、住民自治協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 会計は、会計事務に関する帳簿及び賞類を管理し、予算の適正な執行に努める。
- (4) 事務局長は、事務局業務を統括する。
- (5) 監査は、住民自治協議会の会計及び資産の状況を監査する。
- (6) 幹事は、地域づくり事業について審議をおこない、円滑な業務の遂行に充たる。

(役員任期)

第11条 協議会役員(幹事含む)の任期は2年とする。

2 補欠により選出された役員・幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員会の構成)

第12条 役員会は第8条の役職者の出席をもっておこなう。

2 役員会は毎月15日に開催する。(松ヶ崎市民センター2階)

(役員会の招集)

第13条 役員会は、会長が招集する。

(役員会の審議事項)

第14条 役員会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会において議決した事項の執行に関する事項。
- (3) 重要事項で緊急を要する事項。
- (4) その他

第3章 総会

(総会の種別)

第15条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第16条 総会は、構成員から選出された代議員をもって構成する。

2 代議員の定数は50名程度とする。代議員の選出については別に定める。

(総会の開催)

第17条 通常総会は年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めた場合。
- (2) 代議員の3分の2以上から目的ある事項を示して請求があったとき。
- (3) 構成員の3分の2以上から目的ある事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第18条 総会は会長が招集する。

(総会の成立)

第19条 総会は代議員の2分の1以上の出席(委任状含む)をもって成立する。

(総会の議長)

第20条 総会の議長は出席した代議員の中から選出する。

(総会の議決)

第21条 総会の議事は出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

第22条 総会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 事業報告、決算、事業計画、予算に関すること。
- (2) 規約の改廃に関すること。
- (3) 役員等の決定に関すること。
- (4) 地域計画の策定に関すること。
- (5) その他必要と思われる事項に関すること。

(総会の書面決議)

第23条 会長は、やむを得ない理由により総会を招集することができないと認める時は、議決を要する事項について、あらかじめ代議員に通知し、代議員が書面により表決する方法にてこれを決することができる。

(総会の公開)

第24条 総会、臨時総会は、公開を原則とする。

第4章 部会活動

第25条 住民自治協議会に次の部会を置く

- (1) 生活環境整備部会(防犯灯の設置等)
- (2) 安全・安心対策部会(防災・防犯・交通安全等)
- (3) スポーツ・レクリエーション部会(スポーツ大会・地区体育祭等)
- (4) 郷土史・文化部会(ガイドボランティア活動等)
- (5) 子ども、高齢者事業部会
- (6) 公民館部会
- (7) 自治会部会
- (8) 自然環境部会(百々川・海岸堤防緑地帯・松ヶ崎漁港清掃等)
- (9) 三重県・松阪市委託事業(松ヶ崎公園 百々川堤防管理等)

2 各部会において、部長・副部長を選出する。

第5章 委託料

第26条 松阪市松ヶ崎公園管理、三重県からの百々川管理の委託料を受領し管理する。

2 広報配布委託金を各自治会に支払う。

第6章 会計及び監査

(経費)

第27条 住民自治協議会の経費は、市交付金、協賛金、寄付金、委託料及びその他の収入を以って充てる。

第28条 住民自治会関係経費は、市交付金、委託料をもって充てる。
(会計年度)

第29条 住民自治協議会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第30条 会計に関する帳簿等を整備し住民自治協議会の収入及び支出を明らかにする。

(監査)

第31条 監査は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会で報告する。

第7章 役員報酬

第32条 住民自治協議会は役員に対して、活動交付金から報酬を支給することができる。

第33条 自治会長報酬(手当)を支給する。

第8章 禁止事項

第34条 住民自治協議会は、次に掲げる活動をおこなってはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事をおこない及び信者を強化育成する活動。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動。
- (3) 特定の公職の候補者(当該候補者に候補者になろうとする者を含む)もしくは公職にある者又は政党を推薦支持し、又はこれに反対する活動。
- (4) その他市長が不相当と認めるもの。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

(第6号議案)

役員改選について

次のとおり、役員改選をおこなう。

1. 会 長	1名
2. 副会長	3名
3. 会 計	2名
4. 事務局長	1名
5. 監 査	2名
6. 幹 事	10名以上
7. 顧 問	若干名

※役員任期＝令和3年4月1日～令和6年3月31日